特別養護老人ホーム八色園の苦情・苦情相談等の処理手順 (特別養護老人ホーム八色園・短期入所生活介護)

1. 受付

- ①苦情・苦情相談受付担当者(施設長・相談員等)または代理が受け付ける。
- ②苦情・苦情相談受付記録に記入する。

2. 案件の振り分け

- ①特別養護老人ホームに関わる案件
- ②短期入居サービスに関わる案件
- ③対応困難が予測される案件

3. 事実関係の確認

- ①面談・電話・訪問等や現地の確認・立会い等を行い苦情相談に関わる話 を聴く。
- ②介護保険制度における苦情処理について説明し、苦情申し立てを行なう場合は本人(**苦情相談者**)の同意を得る。(様式1)
- ③関わった職員に詳細状況を確認し、①と合わせて経過を順次記録する。 (経過は様式2の2号用紙を用いる)
- ④様式2の1号様式の処理後情報を順次記入する。
- ⑤施設長、副施設長に報告し決裁を受ける。
- ④管理者、副管理者に報告し決裁を受ける。 (対応処理困難案件については<u>地域包括支援センター</u>及び南魚沼市福祉 課介護保険係と相談しながら対応する)

4. 苦情・苦情相談者の要望にそって対応

- ①理解不足や誤解等
 - ・相談者に対して説明を丁寧に十分に行う。
 - ・職員に対して施設内研修会を行う。

②改善要求等

- ・施設内で検討会を開催する。
- ・必要に応じて地域包括支援センター・南魚沼市福祉課介護保険係の 出席を得る。
- ・短期入居サービスに関する案件は必要に応じて担当介護支援専門員 の出席を得る。(記録は様式2の2号様式を用い、必要に応じて様式

5の介護サービス改善状況等報告書を用い記入する)

• 施設内研修会を行う。

5. 事後処理

①記録の整理・保管を担当相談員が行う。

6. 集約及び報告

①様式10の1を用いて集計し介護保険係に報告